

平成30年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
調査・情報収集／投資案件に係る個別市場調査  
「サウジアラビア NEOM への貢献に関する提言に向けた調査」  
(業務委託先公募要領)

## 1. 調査の背景および目的

サウジアラビア王国（以下「サウジ」）では、2016年4月に発表された「サウジ・ビジョン2030」（以下、ビジョン2030）に基づく、かつてない大規模な社会経済改革が進められており、2017年3月、サウジと日本両国政府は、「ビジョン2030」と「日本の成長戦略」とのシナジーを目指す協力関係の指針として、「日・サウジ・ビジョン2030」を策定した。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000237093.pdf>

その後、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下、両国共同でのプロジェクト実現を促進する目的で、サウジ国内に特区（Enabler Showcase Zones）を設置すべく検討を開始した。日本側においては、ジェトロが中心となり、サウジ国内の有望な経済都市及び工業団地をいくつか選定し、そのビジネス環境を他国の経済特区との比較も行い分析したうえで、より日本企業がサウジに進出しやすくなる仕組みづくりについて考察を行っている。

一方、サウジでは、経済特区をも包含した、巨大かつ新しい都市構想「NEOM」が発表され、多くのリソースが投入されている。最初の街である NEOM リビエラは2020年に完成、その後開発が進み、NEOM 全体としては2025年に完成するとの報道もある。

本調査では、NEOM に関する情報収集、サウジ政府の取組み等の整理を行ったうえで、日本企業の NEOM への貢献を通じてビジネス参入機会の可能性を探るという観点から、調査結果を基に日本企業と勉強会を行い、NEOM を地政学的考察も含め多面的に分析し、サウジ政府関係機関への提言（提案）の取りまとめを行う。

## 2. 調査内容

下記の内容に関する調査を実施する。

### (1) NEOM 開発に関する情報収集、サウジアラビア政府の取組みの整理

▶ 都市構想、各種インフラ投資計画、産業・工場誘致、新技術の導入など

※ NEOM で挙げられている下記分野における構想・計画、フェーズ、建設等の範囲、規模等で可能な限りの情報収集を行う。

・水（海水淡水化、廃水処理、リサイクル処理（再生水処理）などの計画）

- ・電力（電気自動車を含む再生可能エネルギー計画。ゼロエミッションの実現）
- ・交通計画（メトロ、高速鉄道などの計画）
- ・情報インフラ計画（セキュリティ関連を含む、ビッグデータ、AI等活用の計画）
- ・工業都市計画（工場誘致、工場建設等の計画）
- ・都市計画（オフィス街区、居住街区、環境整備）
- ・バイオテクノロジー
- ・食品
- ・アメニティ施設計画（エンターテインメント施設建設など）

(2) NEOM の経済特区としての優位性分析

- サウジアラビアの投資・ビジネス環境の問題・課題、海外の経済特区等との比較整理
- NEOM の地理的・制度的優位性の分析

(3) 内閣府が提唱する Society5.0 からの適応を含め、NEOM 開発への貢献に向けた提言のとりまとめ

### 3. 調査方法

下記の方法により、調査を実施する。

- サウジ現地における、関連政府機関などへの直接面談の実施
- サウジ、他国事例を含めた、経済特区関連の既存文献、情報整理
- 調査結果を基にした日本企業等による勉強会の開催（勉強会の事務局を務める。キックオフ会を含め3回～4回程度）

※日本・サウジでの面談・視察には、中東協力センターより担当が同行することがある。

### 4. 調査期間

契約日から 2019 年 3 月末日まで。契約後 2 ヶ月を目途に中間報告書を提出。その後、勉強会等の実施により提言をまとめ、期日に最終報告書を提出する。

### 5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。  
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
  - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
  - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
  - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 6. 成果物

- (1) 最終報告書（日本語）10 部
- (2) 最終報告書電子媒体 5 部

## 7. 応募方法

次の項目について作成し、提出すること。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
  - 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
  - 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
  - 調査スケジュール。
  - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
  - 調査員人件費、交通費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
  - 各費用について積算明細を作成すること。
  - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）

- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

## 8. 応募書類提出

- (1) 提出期限

2018年11月26日 午後3時

- (2) 提出先

（一般財団法人）中東協力センター 調査事業公募担当

〒102-0075

東京都千代田区三番町6-26 住友不動産三番町ビル3階

電話 03-3222-5020

- (3) 提出手段

持参して下さい

- (4) 使用言語

日本語

## 9. 委託先選定方法

下記の項目を総合的に判断し、1社を選定する。

- (1) 提案書内容、実施体制・計画
- (2) 実施管理体制
- (3) 経済性、対費用効果
- (4) 類似調査実績、関連情報保有状況

※応募書類受領後、必要に応じ面談を行うことがある。

## 10. 結果の通知

- 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表される。
- 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- 提出書類は返却しない。

## 11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「サウジアラビア NEOM への貢献に関する提言に向けた調査」

公募担当

堀内 [horuuchi@jccme.or.jp](mailto:horuuchi@jccme.or.jp)

大橋 [ohashi@jccme.or.jp](mailto:ohashi@jccme.or.jp)

鈴木 [ysuzuki@jccme.or.jp](mailto:ysuzuki@jccme.or.jp)

電話 03-3222-5020

以上

平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査  
「サウジアラビア NEOM への貢献に関する提言に向けた調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

平成30年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印